

令和5年4月7日

保護者各位

津島市教育委員会

いじめ防止の取り組みについて

保護者の皆様には、日頃より津島市の学校教育推進にご理解ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、いじめ防止の取り組みにつきましては、各小中学校において個々の児童生徒の見守りや相談活動、定期的な生活アンケート等を通して、いじめの早期発見・早期対応に努めているところです。

つきましては、ご家庭におかれましても、日頃からお子様とのコミュニケーションを大切にさせていただくとともに、お子様の様子で気になること等がありましたら、学校または各相談機関の窓口等にご相談ください。

今後ともご理解ご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

<参考>

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

…社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律

・基本方針の策定・いじめ対策の組織設置・調査組織の設置 等

「いじめの定義」(いじめ防止対策推進法第2条)

…『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

○いじめホットライン24 (愛知県教育委員会等) TEL0120-0-78310

○「こころの電話」(愛知県スポーツ振興財団) TEL052-261-9671

○ヤングテレフォン (愛知県警察本部) TEL052-951-7867

【担当：津島市教育委員会学校教育課 TEL0567-24-1111 (代表)】